

前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の改正について（議案第71号）

子育て施設課

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

放課後児童支援員となるために修了しなければならない研修は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が行う研修とする。

3 施行期日

公布の日